

第5章 安全作業と資格

1 安全対策の必要性

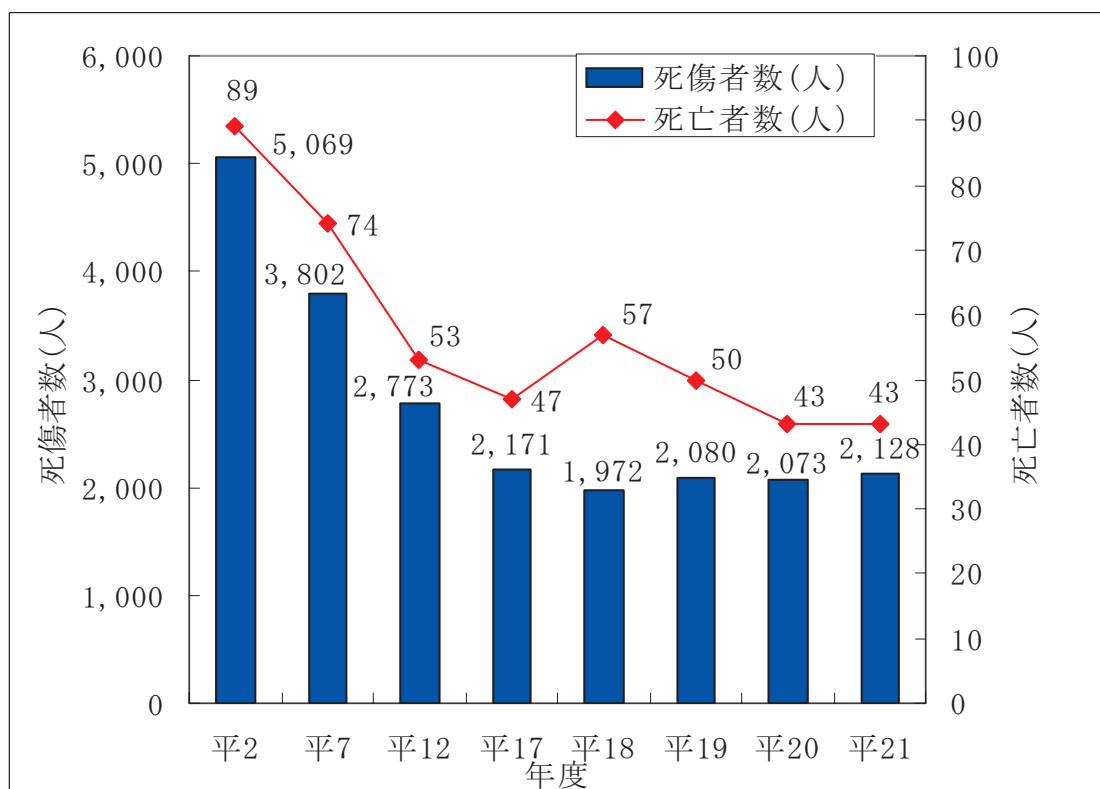
近年の全国における林業労働災害の現状を見ると、林業労働者が減少していることもあって、死傷災害は減る傾向にあります。ここ5カ年は、50人くらいの方が、林業の作業中に命を落としているという現実があります。(図ー1)

では、死亡災害の中で、最も多い作業は何でしょうか。図ー2は、平成18年度～20年度までの死亡災害総計における作業別内訳です。伐木作業が62%と最も多く、造材作業の4%と合わせて伐木・造材作業が66%を占めています。この伐木作業の内、かかり木処理作業中の事故が19%を占めています。そして、次に多いのが架線集材作業で11%などとなっています。

特に、チェーンソーを使った最も伐木・造材作業の事故、その中でも「かかり木処理作業」の事故が多いということを十分理解してください。これら作業を行う場合でも、「危険な作業をしている」という認識を持つことが安全作業の第一歩と言えます。

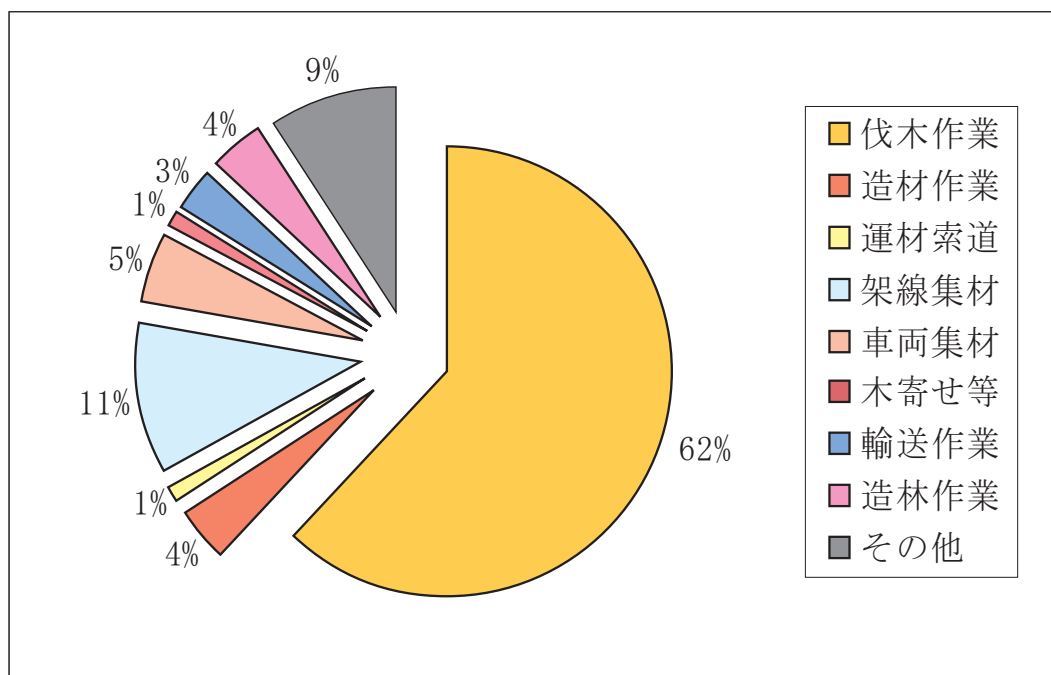
詳しい林業災害対策に関する情報は、林業・木材製造業労働災害防止協会のHP(<http://www.rinsaibou.or.jp/>)でもご覧いただけます。

■ 林業の労働災害件数



資料：林業・木材製造業労働災害防止協会

■ 作業別死亡災害の内訳（平成18～20年度総計）



資料：林業・木材製造業労働災害防止協会

2 山仕事の環境

本県の人工林は傾斜地につくられている場合が多く、急傾斜地で作業をしたり、移動する場合があります。傾斜であることに加え、足元に枝や石、植物や切り株などがあるので、仲間の安全も考慮し歩き方などに気をつける必要があります。

次に、野外の作業ですから、雨や雪、風、暑さや寒さなど、天候の状況によって作業の方法が変わってきます。天気予報や注意報などに気をつけて、台風、集中豪雨など危険が予想される場合は、作業を中止します。また、急に雷が発生したら、機械や道具は体から離して、凹地などに避難するのが良いでしょう。避難場所は、近くに車があれば車の中でもよいですが、高い木の下は危険です。

夏から秋の作業では、ハチの危険にさらされます。スズメバチやマムシなどの被害は命に関わります。また、ウルシ類など、触るとかぶれる植物や、とげのある植物にも注意しましょう。

夏場の仕事で注意することとして、「熱中症」があります。下刈りなどの作業は、木陰のない炎天下で行われるので、体温調節の傷害を起こして、高熱を出して倒れてしまいます。他にも、蒸し暑い環境下で起こる「熱疲労」という症状があります。これは、汗の発散がうまくいかず、熱がこもって気分が悪くなる循環器障害です。熱中症とは応急措置の仕方が違うので、暑さで気分が悪くなったらなんでも「熱中症」と決めつけず、症状を良く見極めましょう。「熱中症」や「熱疲労」を起こしやすい条件として、体調不良、疲労、睡眠不足、空腹、貧血、水分摂取の不足、アルコール類の摂取などがあげられます。体調管理やこまめの休憩、水分補給に気をつけ、調子が悪いときは、決して無理をしてはいけません。

このような環境の中で行われる山仕事では、作業効率よりも、まず自分や仲間の安全を、常に最優先で行動しなければなりません。

3 山仕事の服装と保護具

服装は安全の第一歩です。服装がきちんとしていないと危険だけでなく、作業に集中できなくなるので、ベストな装備を心がけましょう。

ア 作業衣

作業衣は、長そでのシャツ、長ズボンを着用します。シャツやズボンのすそを外に出しておくと、障害物に引っかかったりして危険です。シャツはズボンの中に入れて、ベルトをしめるようにします。

冬の服装は長そでシャツの上に、防寒ヤッケなどを着て、シャツの下に長そでの下着と、ズボン下、手袋・靴下も二重にするなど、防寒を心がけます。

イ 靴

靴は、足に合ったもので、滑りにくい、丈夫なものを着用します。最初は、トレッキング用、ウォーキング用でかまいませんが、山仕事に慣れてきた人には、昔からプロが使っている地下足袋をお勧めします。滑り止めのスパイクがついた山林用があり、足回りの安全のためには、すね当てをつけるとよいでしょう。

ウ ヘルメット

山仕事では、ヘルメットを着用するようにします。頭の大きさに合わせてサイズを調整し、あごひもをしっかり結んで、作業中にずりおちないようにします。伐倒などの作業中に、仲間に危険を知らせるために「笛」も携帯しましょう。



エ 手袋など

手袋は、革製のものが滑りにくく、トゲや刃物の怪我から身を守ることができるので、最適です。軍手であれば、ゴムの滑り止めがついたものを用意します。

仲間への合図や注意、呼びかけ連絡に使うホイッスルは首からかけさげておきますが、たらずポケットに入れます。

オ その他

プロが使うものとしては、チェーンソーや刈り払い機を使うときの防振手袋や耳栓、小枝やごみなどから目を守る防護メガネ、ハチ刺されを防ぐ防蜂網などがあります。

ハチの被害防止のため、服やヘルメットなどの色は、黒いものは避けます。また、女性の方は、香水や整髪料などの化粧品の匂いも、ハチを刺激する原因になるので気をつけましょう。

カ リュック

荷物の持ち運びには、両手を使えるリュックサックがよいでしょう。ナタやノコギリの持ち運びは、サヤに入れ、ひもやベルトを利用して腰に下げます。

キ 雨具

雨具は、通気性があり、雨水を通さない素材でできたものが最適です。雨や汗でのべとつきを防ぐ物もあるので、快適、安全を念頭に選んでみてはいかがでしょうか。

ク 携帯電話

一般に普及している携帯電話ですが、山での事故の場合、いち早く助けを呼ぶ大切な道具となります。携帯電話によって通信できる受信範囲は違いますが、何らかの事故に遭遇した時は、いち早く通信できる場所へ移動して、「119」番へ連絡してください。

豆 知 識

● 林業の作業現場における安全衛生体制整備は？

林業の作業現場は、人里離れた山林であることが多く、交通や通信が不便で救急機関への連絡に時間がかかったり、救急車の到着に時間を要するなど劣悪な環境におかれています。また、林業作業は、日々、労働条件が変化し、足場の悪いところでの危険な作業が多く、労働災害の危険にさらされています。

森林組合などの林業事業体では、労働災害を減らすため安全な作業推進の取り組みを強化するとともに、万一、労働災害が発生しても、死亡等重大事故にいたらないように、応急措置訓練や救急救護体制を整備されています。

もしもに備えて、緊急連絡体制を円滑に機能させるためには、作業に取り掛かる前から、作業現場、林業事業体の事務所を経て、緊急機関への連絡体制、救護・移送までの各段階で留意すべき事項を想定して、事前に周到な組織的な準備が必要です。

そこで、本格的な林業作業を行われたい方は、森林組合などの林業事業体に従事されることをお勧めします。

なお、詳しい安全衛生体制については、林業・木材製造業労働災害防止協会徳島県支部から発行されている「林業の作業現場における安全衛生体制の整備マニュアル」を参考にしてください。

● 被災現場から消防機関等への通報方法

通報者は、消防機関等へ被災者の容体などを要領よく伝えなければなりません。

(通報例)

- ① 通報者の氏名
- ② 救急車や防災ヘリコプターの出動依頼
- ③ 通報中の電話番号
- ④ 被災現場の位置
- ⑤ 被災時刻
- ⑥ 被災者の容体等
- ⑦ 応援の要請など

4 林業技術研修

本県でも、労働安全衛生法に基づく技能講習や安全特別教育などを実施していますので、林業技術を習得するための研修制度として紹介いたします。

なお、林業労働災害を防止するためにも、従事する林業現場に応じて、必ずこれら講習や特別教育を受講して資格などを取得した後に、作業を実施してください。

研 修 名	受講資格	作業内容	研修実施機関
伐木等特別教育 	経験不要	チェーンソーを用いて行う伐木・かかり木処理・造材・および手鋸による大径木の処理等の業務	徳島県林業・木材製造業労働災害防止協会（TEL088-625-2575）
刈払機作業安全衛生教育 	経験不要	刈払機を用いて行う下草刈りおよび雑木除伐の業務	
林内作業車集材作業安全教育 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。経験不要	丸太を運搬する林内作業車の運転や集材業務	森林林業研究所（TEL088-632-4237）
機械集材装置運転特別教育 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。経験不要。	機械集材装置（集材機）の運転業務	
車両系建設機械運転技能講習 	〃	重量が3t以上の建設機械（ブルドーザー・パワーショベルなど）の不特定な場所での運転業務（道路上を走行させる運転を除く）	
フォークリフト運転技能講習 	〃	積荷の最大重量が1t以上のフォークリフトの運転業務（道路上を走行させる運転を除く）	

研 修 名		受講資格	作業内容	研修実施機関
玉掛け技能講習		18歳以上で徳島県在住の林業従事者。経験不要。	制限荷重1t以上の揚荷装置または吊り上げ荷重が1t以上のクレーンもしくはデリックの玉掛けの業務	森林林業研究所 (TEL088-632-4237)
小型移動式クレーン運転技能講習		〃	吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転業務（道路上を走行させる運転を除く）	
はい作業主任者技能講習		18歳以上で徳島県在住の林業従事者。業務経験3年以上の者。	高さ2m以上の「はい」の「はい付け」または「はいくずし」作業の現場で配置する「はい作業主任者」の養成する技能講習で、業務経験3年以上の方が対象です。	
林業架線作業主任者講習		18歳以上で徳島県在住の林業従事者。林業架線作業の業務経験が2年以上の者。	林業架線作業現場（原動機の定格出力が7.5Kw(10馬力)を越えるもの、支間の斜距離合計が350m以上、最大使用荷重が200Kg以上のいずれかに該当する機械集材装置もしくは運材索道）で配置する「林業架線作業主任者」を養成する講習で、林業架線の業務経験2年以上の林業従事者が対象です。	

- 伐木等特別教育及び刈払機作業安全衛生教育受講申込みは、徳島県林業・木材製造業災害防止協会に、住所・氏名・生年月日等を連絡する。（TEL088-625-2575）
- 森林林業研究所で実施する研修申込みは、年度当初に様式集60P「森林林業技術研修受講希望調書」による。（TEL088-632-4237）

今回は、「安全作業と資格」として、林業技術を習得するための基礎を紹介しました。

林業は、人の寿命より長い、世代を超えて取り組まれる事業です。しかも、地形、気候、土壌、木の品種、施業の履歴などによって異なる条件を持ち「1本たりとも同じ木はない」と言われ、マニュアルが通用しにくい世界です。林業者いわく、「山仕事は5年経験して初めて一人前」と言われるほど、経験がものをいいます。

初めて林業に従事される方は、研修で基礎技術を身につけるとともに、各現場で卓越した技術を持つ先輩や師匠から応用技術を学んでください。

また、各地域では、林業に関する様々な講座、研修会など実践的な活動が行われている場合もありますので、森林林業研究所高度専門技術支援担当、もしくは、森林が所在する市町村を管轄する県出先機関（林務担当）に問い合わせください。